

(令和2年2月20日一部改正)

木 曽 ブ ロ ッ ク 造 材 採 材 基 準

中部森林管理局 木曽森林管理署

木材の価値は、造材及び採材の段階で決定づけられるといっても過言でないことから、「新鮮材の供給を念頭に置き、造材により木材の持つ価値を損なうことがないようにし、木材の需要動向には臨機応変に対応し付加価値を高める」ことを基本とし、この基準に基づいて実施するものとする。

また、特殊需要・用途材等に係る造材及び採材については、この基準にかかわらず、別途指示に基づき実施するものとする。なお、この基準によりがたい場合は別途協議するものとする。

I 造材寸法基準(延寸10cm含む)

樹種	径級 (cm)	長級(m)					摘 要
		元中別	採材順位1	採材順位2	採材順位3	採材順位4	
木曽ヒノキ	46上	元	10.3、9.3 8.3、7.3、6.3 連続する2材面無地	5.1m 【基本長級】	4.1m	3.1m	V(1)木曽ヒノキ 参照 下記の材も長尺材とする ・46cm上高切の中玉 ・大径66cm上多節材 ・50cm上曲材
		中	5.1m 【基本長級】	4.1m	3.1m	2.1m	
	6～44	元中	同上	同上	同上	同上	
天然サワラ	6上	元中	5.1m 【基本長級】	4.1m	3.1m	2.1m	V(2)天然サワラ参照
ヒノキ	30上	元	5.1m 連続する2材面無地	4.1m 【基本長級】	3.1m		V(3)ヒノキ 参照 24上原則2.1mなし
		中	4.1m 【基本長級】	3.1m			
	24～28	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m			
	18～22	元中	6.1m(通柱材) 通直材	3.1m 通直材 【基本長級】	4.1m	2.1m	
	14～16	中	3.1m 通直材 【基本長級】	4.1m	2.1m		
	6～13	中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		

カラマツ	6上	元中	4.1m 【基本長級】	5.1m	6.1m	2.1m	V(4) 参照 根張は必要なし
スギ	22上	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m			V(5) 参照
	16～20	元中	6.1m(通柱材) 通直材	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m	
	6～14	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
サワラ ネズコ コウヤマキ ヒバ ツガ	40上	元	5.1m 通直材 連続する2材面無地	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m	V(6)① 参照
		中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
	6～38		4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
ヒメコマツ トウヒ モミ	14上	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
イチイ	6上	元中	監督指示による				V(6)② 参照
その他N	14上	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
ホオノキ クリ トチ ケヤキ エンジュ カツラ キハダ ナラ ブナ セン カヤ サクラ ミズメ ウダイカンバ ダケカンバ	6上	元中	有尺(40cm上) 監督指示による	4.4m 【基本長級】	3.4m	2.3m	V(6)③、④ 参照
その他L	6上	元中	有尺(50cm上) 監督指示による	4.4m 【基本長級】	3.4m	2.3m	

Ⅱ 採 材

- ① 造材する場合は、「材長切れ」又は「過大な延寸」とならないように慎重かつ適切に行うものとする。
- ② 測尺に当たっては、器具等の随時点検を行い、常に適切を期するものとする。
- ③ 広葉樹材は、「木口割」が大きいことから、測尺に当たっては、特に慎重に行うように留意するものとする。
- ④ 造材に当たっては、「斜め切り」となることのないように適正な道具の手入れ、造材場所及び作業姿勢等を選択の上、慎重に行うものとする。
- ⑤ 測尺した場合は、チョーク等による表示や鋸目をいれるなど、目見当だけで実施しないこと。

Ⅲ 伐 採 に 当 た っ て

- ① 常に、新鮮材の供給を念頭に置き、長期にわたり伐倒木を山床に存置させないように留意するとともに、「全幹集材方式」を原則とし、可能な限り「きめ細かな山割り」を行い、先行伐倒は必要最小限にとどめること。
- ② 伐採に当たっては、「引き抜け」、「木口割れ」、「胴打ち」、「つくり節」、「材面等の傷」などの木材の商品価値を低下させる欠点をつくらないように、必要に応じて突っ込み切りを行うなど慎重かつ適切に実施すること。
- ③ 元玉により価値が左右される樹種(代表ヒノキ)については根張りを残し、そうでない樹種(カラマツ)については根張りは付けないこと。

Ⅳ 造 材 に 当 た っ て

- ① 造材・採材に当たっての末口最小径は、6cmとすること。
- ② 造材・採材に当たっては、その材の形状、材質等を十分に精査の上、前記の「造材寸法基準」に基づき、可能な限り「採材順位」の高い長級で採材すること。
- ③ 造材・採材に当たっては、チェーンソー等の「目立て」を確実に行ない、木材の切断面が平滑となるようにすること。
特にプロセッサ等、大型機械のチェーンソーは切断面が粗くなりやすいので、こまめにメンテナンスを行うこと。
- ④ 元玉材の造材・採材に当たっては、元玉材としての有利性を損うことなく、より付加価値を高めるよう慎重かつ適切に行うこと。
ただし、カラマツは元玉と中玉で価値に差異がないため、極力直材となるよう採材すること。

- ⑤ 伐採位置が高かったことにより、根張り部分が極めてわずかな材、あるいは根張り部分を外した材などのように、検知の際に判断が困難となる材については、元玉材であることを明らかとするため、元口に赤のスプレーペンキ等により「○印」を標示すること。
- ⑥ プロセッサ等の大型機械の使用に当たっては、材面及び木口等に傷をつけたり、樹皮を剥いたりして木材の商品価値を低下させることがないように、慎重かつ適切に行うこと。
- ⑦ サルカ、節高等については、「化粧直し」を行い、その商品価値を高めるようにすること。
ただし、カラマツについては根張部分の商品価値がないため切断すること。
- ⑧ 造材・採材を終了した材は、山元土場に滞留させないようにし、速やかに最終土場等に搬送すること。
また、山元土場に巻立てられた材のうち、下積みされた材は山元土場に滞留する傾向にあることから、最終土場へ搬送途中の材の上には、新たに材を巻立てないように留意すること。

V 造材・採材に当たって樹種別留意事項

(1) 木 曽 ヒ ノ キ

- ① 径級46cm上の6.3m～10.3m採材は次の3種類に留意して採材すること。

1 通直良質材であること

材面及び木口等に大きな影響を与える、節・へび下がり・飛び腐れ・カスリ・シオレ等の顕著な欠点が無い又は、欠点が僅かであり長材の価値が出る材の、元玉、高切の中玉を対象とする。

2 特に太いこと(66cm上)

大きな欠点が生節であること(長材にすることによる付加価値が大きくなるため)

3 曲がっていること

節が少なく、矢高100%程度で、単曲でカーブを描いていること(6.3m、8.3m、10.3m採材)

(曲がり材から製作する部材(紅梁・隅木等)流通量がすくないことから供給しなければならない)

- ② 大径材であることから半幹にしなければ集材が困難な材にあつては、その材の形状、材質等を十分に精査の上、集材が可能な重量の範囲内で、曲り、節等の欠点を除く良質な部分の採材可能な長級で半幹とすることとし、安易に10.3mで半幹としないこと。

なお、曲り、節等の欠点を除く良質な部分が10mに満たない場合にあつては、上記の6.3m～10.3mの長級で半幹とするものとし、基本長級である、5.1mから節等の欠点がある材についてのみ、10.3mで半幹とするよう留意すること。

- ③ 元玉の曲り材については、36cm上の材については「破風材」・径級48cm上の重曲材は「紅梁材」としての可能性があるので曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、その利用が可能と判断される材については、その利用価値を損なうことのないように「曲りを活かした採材」に努めること。

特に、紅梁材は、末口側に通直部分が必要なことから、重曲材を単曲材に造材したり単に曲り部分を最小限に打ち出すことなく、曲りを活かした造材とする

- ④ 18cm上の元玉材については、原則として2.1m採材は行わないこと。

(2) 天 然 サ ワ ラ

- ① 一般的に長材の需要はないため、5.1m採材を行うこととなるが、注文材を受けている場合があるので、良質産地は造材する前に監督職員の指示を受けること。

(3) ヒ ノ キ

- ① 径級30cm上の5.1m採材は、元玉かつ、連続する2材面に欠点のない材のみ行うものであることから、形状及び材質等を十分に精査の上行う。これに該当しない材については、曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、可能な限り長い採材すること。
- ② 径級18cm～22cmの「通柱材」としての6.1m採材について、通直材であることが必要不可欠であることから、曲りについて十分精査の上、通し柱がとれると判断される材についてのみ行うこと。
- ③ 径級24cm～28cmの材については、4.1m採材を最優先として、切り使いできる小曲も含めて4.1m採材とする。
- ④ 径級14cm～22cmの材については、通直材の3.1mを優先して採材するため、曲部分は2.1m採材も考慮すること。
- ⑤ 径級24cm以上の材については、重曲以上の曲と芯腐れ材以外は2.1m採材は行わないこととする。

(4) カラマツ

- ① 元玉の有利性は認められない樹種であるので、運材や製材等の障害となる根張りは必ず切断すること。
- ② 4.1mの直材を最優先して採材すること。片木口芯腐れは全体がパルプ材になるので切断すること。

(5) ス ギ

- ① 4.1mの直材を最優先して採材すること、腐れ、傷、曲がりに注意して直材とすること。
- ② 片木口水割れはパルプ材になるので切断することとするが、長くなる場合が多い欠点であるため、顕著なものは4.1m採材し、パルプ材として生産する。

(6) そ の 他 の 樹 種

- ① サワラ、ネズコ、コウヤマキ、ヒバ、ツガにおける40cm上の5.1m採材は、通直な元玉かつ、連続する2材面に欠点のない良質材のみ行うものであることから、形状及び材質等を十分に精査の上行う。
- ② イチイの出材が見込まれる場合は、伐採前に監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
末木部分についても安易に切断することのないよう留意するとともに、搬送時等における取扱いについては十分に留意すること。
- ③ 広葉樹材については、腐れは比較的止まりやすいことから、腐れ等の欠点を除いてから造材すべき長級を決定することとし、その材の形状及び材質等を十分に精査の上、欠点の程度に応じて、「追い上げ」、「中抜き」を行うなど、その欠点を除き、品等及び歩止りが向上するような長級の組み合わせにより採材長級を決定すること。

この場合、欠点を除いたことなどから、前記の「造材寸法基準」に規定する採材長級がとれないときは、有り尺で採材すること。
ただし、広葉樹材の場合、「樹芯に近い小さな腐れ・鉄砲虫」には、あまりこだわる必要がないので留意すること。
- ④ 広葉樹の有尺長材は、「曲り及び枝分かれが少なく、材面及び木口に顕著な欠点がなく、素材の日本農林規格のⅠ～Ⅱ等材に相当する良質材」であって、「②にある特長を有し、利用価値が高いと認められる材」についてのみ行なうものであることから、その材の形状及び材質等を十分に精査の上、慎重に行なうとともに、これに該当しない材については、その材の曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、可能な限り、採材順位の高い長級で採材するように留意すること。

なお、ケヤキの採材に当たっては、必ず「サバ止め」を行うこと。